

平成 17 年度 農業農村整備事業の効率的実施に係る検討会 「災害復旧事業」報告書の概要

・ 検討の目的

- ・ 農地・農業用施設は、その立地条件に応じて規模・構造が様々であり、被災した場合の被害程度・状況も千差万別であることから、被害箇所ごとに被害状況等の実態を把握した合理的・経済的な復旧工法等を決定することが必要
- ・ 甚大な災害を受けた地域では、交通・通信手段の寸断、情報の混乱など様々な障害が存在し、救助作業やライフラインの復旧が優先される中、大規模災害時に、いかに迅速に農業・農業用施設の被害状況を把握し、より効果的・効率的に災害復旧事業を進めるかの方策を検討

・ 災害復旧事業の概要

1 . 災害復旧事業の体系

- ・ 農業・農業用施設の災害復旧事業は、災害対策基本法、土地改良法に基づき実施
- ・ 国庫補助は、昭和 25 年に制定された「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」(通称「暫定法」)に基づき実施
- ・ 国庫補助が適用される災害は、暴風等の異常な天然現象による災害
- ・ 災害復旧事業は、災害査定により復旧工法や事業費を決定
- ・ 被害の拡大防止や作付けに間に合わせるために、応急仮工事や応急本工事(査定前着工)の実施も可能
- ・ 再度災害防止のため未被災箇所も含めて一体的に整備ができる「災害関連事業」の実施も可能

2 . 災害査定の仕組み

- ・ 災害査定は事業主体から申請された「災害復旧事業(補助)計画書」に基づき、災害査定官と財務省立会官で実施
- ・ 災害査定では、被災現地で気象状況、被災箇所の確認を行い、法令等の適用の可否、復旧工法の適否等を判断し復旧工法と復旧事業費を決定
- ・ 被害箇所が多い場合は、効率的に災害査定を実施するため、写真と図面で被災を確認し、復旧工法と復旧事業費を決定する机上査定を実施

3 . 災害発生時の現行の支援体制

- ・ 大規模災害時にダム・ため池等の被災施設の復旧に際して、高度な技術的判断を要する場合、(独)農業工学研究所等から専門家を派遣
- ・ 大規模災害時に被災市町村の技術者が不足するため、都道府県・水土里ネットの全国

的な応援体制の下で技術職員を被災市町村に派遣

・災害復旧事業の効率的な実施

1. 初動時の専門家の派遣体制の充実

- ・大規模災害時に、ため池等の二次災害防止のため、自治体による案内などがなくても（独）農業工学研究所等の専門家が独自に被災箇所の点検調査するための自己完結型手法の整備
- ・農業農村整備に携わる(財)日本水土総合研究所等の関係団体が相互に連絡して、迅速に被害状況の把握や応急的な復旧を可能とする体制の整備

2. 災害情報の把握・伝達システムの構築

- ・大規模災害時にため池決壊の危険度をリアルタイムに把握し、その情報を迅速にため池管理者や地域住民に伝達するシステムの整備
- ・ため池決壊に備えたハザードマップを作成し、避難活動に活用
- ・ため池管理者が専門家派遣を要請するかどうかを判断するための施設点検マニュアルの整備

3. 被災地の災害復旧を支援する体制の充実

- ・応援技術職員の長期派遣や派遣者間の十分な引継ぎが行われる応援派遣体制の確立
- ・農村災害ボランティアが行う被災地支援の活動強化及び全国展開への取組みを強化
- ・「農村防災支援士」「農村災害復旧支援士」（仮称）の組織化により円滑に復旧活動が可能となる体制の整備
- ・災害復旧にたずさわる市町村の技術職員を対象とした模擬査定等の実践的な研修の強化及び応援査定を行う調査官への習得査定等実践に即した研修の強化

4. 災害復旧を契機とした都市と農村の交流の推進

災害を契機として営農を断念する農家が出てきていることから、災害により農地の荒廃が進むことを防ぐため、都市と農村の交流による農地復旧支援や地元建設業者等の多様な農業の担い手の確保への取組みの推進

5. 中長期の復旧・復興計画に基づいた災害復旧の実施等

- ・大規模災害時には、人口減少や高齢化等の将来の経済社会状況の変化を踏まえ、中長期的視点に立った復旧・復興計画の策定が必要
- ・未被災地も含めて区画整理の手法を用いて一体的に整備する「農地災害関連区画整備事業」制度の普及
- ・災害査定を待たずに復旧工事にかかる「査定前着工」制度の周知徹底